

2026年1月19日

取引履歴明細表の作成可能期間に関するお知らせ

平素は阿南信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

さて、当金庫ではお客様へのサービス向上と事務管理体制の最適化を目的として、「取引履歴目明細表」の作成可能期間について、2026年2月2日（月）より作成可能な期間をご依頼日から遡って15年以内とすることとしましたのでお知らせします。過去の取引履歴を遡って発行、確認できる範囲が制限されますので、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1.変更日

2026年（令和8年）2月2日（月）

2.取引履歴明細表の作成可能期間

依頼日から遡って「15年以内」

3.本お知らせに伴うお願い

【通帳保管のお願い】

15年を経過したお取引内容を確認できる唯一の手段は、お客様がお持ちの「通帳」となります。記入済み通帳は、大切な法的証拠・記録となりますので、廃棄せず厳重に保管してください。

【デジタル管理の推奨】

紛失や劣化を防ぐため、過去の明細や通帳の内容をスキャンしてPDF等で保存されることをお勧めいたします。

以上